

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 市長は、建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、建築物の所有者等に対し、アスベストの分析調査事業及び除去等事業（以下「補助対象事業」という。）に要する費用の一部について、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年白井市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト吹付け材 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、アスベスト含有吹付けパーライト及びアスベスト含有吹付けバーミキュライト（ひる石）をいう。
- (3) 除去等対象アスベスト吹付け材 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 所有者等 建築物の所有者（共有の場合にあっては共有者によって合意された代表者）又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）をいう。
- (6) 分析調査事業 別表第1に掲げる内容に適合する方法により、アスベスト吹付け材が施工されているおそれがある建築物について、アスベスト含有の有無及びその含有率を調査することを

いう。

- (7) 除去等事業 別表第2に掲げる内容に適合する方法により、除去等対象アスベスト吹付け材について除去、封じ込め若しくは囲い込みの措置を行うこと又は除去等対象アスベスト吹付け材が施工されている建築物を除却すること（以下「除去等」という。）をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他これらに準ずる者又は大規模な事業者として別表第3に定める者が所有する建築物を除く。

- (1) 分析調査事業にあつてはアスベスト吹付け材が施工されているおそれのあるもの、除去等事業にあつては除去等対象アスベスト吹付け材が施工されているもの
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法の規定に違反していないもの
- (3) 過去に同一の補助対象事業に関して市から補助金を受けていないもの
- (4) 補助対象事業に関して、国又は他の地方公共団体の補助金の交付の対象とならないもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者等。ただし、所有者等が管理組合の場合は、当該管理組合において補助対象事業を実施すること及び資金拠出の決議がなされているものに限る。
- (2) 市税を完納しているもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）

及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業	対象経費	補助金の額
分析調査事業	分析調査事業に要する経費で分析による調査を実施する機関（以下「分析機関」という。）に対して支払う費用	対象経費の10分の10以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、補助対象建築物1棟につき、25万円を限度とする。
除去等事業	除去等事業に要する経費で除去等対象アスベスト吹付け材の除去等を行う施工者に対して支払う費用	対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、補助対象建築物1棟につき、120万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、分析調査事業にあつては白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金交付申請書（別記第1号様式）に、除去等事業にあつては白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等事業）補助金交付申請書（別記第2号様式）に、次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者等を明らかにする書類
- (2) 補助対象建築物の位置図及び平面図
- (3) 補助対象建築物及びアスベスト吹付け材の現状が確認できる写真
- (4) 補助対象建築物の確認通知書及び検査済証の写し
- (5) 市税を完納していることを証する書類又はこれに準ずると市長が認めるもの
- (6) 管理組合決議の写し（申請者が管理組合である場合に限る。）
- (7) 分析機関が発行した分析調査結果報告書（除去等事業に限る。）
- (8) 除去等対象アスベスト吹付け材の範囲がわかる改修図面（除去等事業に限る。）

(9) 対象経費の見積書

(10) その他市長が必要と認めるもの

2 除去等事業に係る補助金の申請者は、同年度に分析調査事業を実施したときは、前項第1号から第5号までに規定する書類等の添付を省略することができる。

( 交付の決定等 )

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業に着手することができるものとする。

3 市長は、第1項に規定する審査において、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

( 申請内容の変更又は中止 )

第8条 交付決定者は、申請の内容に変更が生じたとき又は補助対象事業を中止しようとするときは、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付（変更・中止）承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付申請内容の変更で、事業目的や補助金の額に変更を生じない軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 交付決定者は、前項の規定による変更の承認を受けるときは、同項に規定する申請書に第6条第1項各号に規定する書類のうち変更に係る部分の書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付（変更・中止）承認通知書（別記第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、分析調査事業が完了したときは、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(分析調査事業)実績報告書(別記第7号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (2) 分析機関と締結した契約書の写し
- (3) 分析機関が発行した領収書の写し
- (4) 調査箇所の検体を採取中の写真及び採取後の現場写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 交付決定者は、除去等事業が完了したときは、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(除去等事業)実績報告書(別記第8号様式)に、次に掲げる書類等を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 除去等対象アスベスト吹付け材の除去等に係る施工報告書で、次に掲げる写真及び書類等を含むもの
  - ア 工事の施工状況を記録した写真
  - イ アスベスト粉じん濃度の測定結果
  - ウ 廃石綿等の処理に係る書類
  - エ その他施工内容及び結果に関する書類等
- (2) 施工者と締結した契約書の写し
- (3) 施工者が発行した領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項に規定する実績報告書は、補助対象事業完了後30日または補助対象事業が完了した日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付確定通知書(別

記第9号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付請求書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、前条に規定する通知があった日の属する年度の3月末日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

2 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定取消通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項に規定する返還命令は、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金返還命令書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 1 項関係）

（表）

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
（分析調査事業）補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）白井市長

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

〔 法人その他の団体にあつては事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記により 年度白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金の交付を受けたいので、白井市補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により関係図書を添えて申請します。

記

1 補助対象事業の名称  
白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）

2 分析調査事業の着手予定年月日  
年 月 日

3 分析調査事業の完了予定年月日（調査結果の判明予定年月日）  
年 月 日

4 調査対象面積  
\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

5 交付申請額  
\_\_\_\_\_ 円

6 交付申請額の算出方法等

対象経費の額 A	円
補助基本額 B ( B = A × 10 / 10 )	円
補助限度額 C	2 5 0 , 0 0 0 円
交付申請額 ( B 又は C のいずれか少ない額 )	円

\* 対象経費の額は、分析調査事業に要する経費で分析機関に支払う予定の額です。

(裏)

7 補助対象建築物の概要

1 建築物名称		
2 所在地(地番)		白井市
3 建築年月日		年 月 日
4 建築物用途		
5 構造・規模	構造	造、一部 造
	階数	階建(地上 階、地下 階)
	延床面積	m <sup>2</sup>
6 建築基準法で要求する耐火建築物		要求あり ・ 要求なし
7 分析調査事業を要する箇所	室名称	
	部位	柱、梁、壁、天井、その他( )
	吹付けアスベスト施工面積	概ね m <sup>2</sup>
	吹付けアスベストの現況	

8 分析調査事業の概要

分析機関	名称	
	所在地	
	電話番号	( )
分析調査事業見積額		円

9 添付資料

- (1) 登記事項証明書
- (2) 位置図、平面図
- (3) 写真(建築物、吹付け材)
- (4) 確認通知書及び検査済証の写し
- (5) 納税証明書等
- (6) 管理組合決議の写し
- (7) 見積書
- (8) その他(建築物の仕様書など)



第2号様式（第6条第1項関係）

（表）

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
（除去等事業）補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）白井市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

〔 法人その他の団体にあつては事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記により 年度白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等事業）補助金の交付を受けたいので、白井市補助金等交付規則第3条第1項及び白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係図書を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称  
白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等事業）
- 2 除去等事業に係る工事の着手予定年月日  
年 月 日
- 3 除去等事業に係る工事の完了予定年月日  
年 月 日
- 4 対象面積  
\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 5 交付申請額  
\_\_\_\_\_ 円
- 6 交付申請額の算出方法等

対象経費の額 A	円
補助基本額 B ( B = A × 2 / 3 )	円
補助限度額 C	1,200,000円
交付申請額 ( B 又は C のいずれか少ない額 )	円

\* 対象経費の額は、除去等事業に要する経費で施工者に支払う予定の額です。

(裏)

7 補助対象建築物の概要

1 建築物名称		
2 所在地(地番)		白井市
3 建築年月日		年 月 日
4 建築物用途		
5 構造・規模	構造	造、一部 造
	階数	階建(地上 階、地下 階)
	延床面積	m <sup>2</sup>
6 建築基準法で要求する耐火建築物		要求あり ・ 要求なし
7 除去等事業を行う箇所	室名称	
	部位	柱、梁、壁、天井、その他( )
	除去等対象吹付けアスベスト施工面積	概ね m <sup>2</sup>
	除去等対象吹付けアスベストの現況	

8 除去等事業の概要

施工者	名称	
	所在地	
	電話番号	( )
除去等工事の内容		除去・封じ込め・囲い込み・除却
除去等工事見積額		円

9 添付書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 位置図、平面図
- (3) 写真(建築物、吹付け材)
- (4) 確認通知書及び検査済証の写し
- (5) 納税証明書等
- (6) 管理組合決議の写し
- (7) 分析調査結果報告書
- (8) 改修図面
- (9) 見積書
- (10) その他

第3号様式（第7条第1項関係）

白井市指令第 号  
年 月 日

様

白井市長 印

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付申請については、白井市補助金等交付規則第5条及び白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称  
白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・除去等事業）
- 2 補助対象建築物の所在地（地番）  
白井市
- 3 分析調査事業又は除去等事業に係る工事の着手予定年月日  
年 月 日
- 4 分析調査事業又は除去等事業に係る工事の完了予定年月日  
年 月 日
- 5 対象面積  
\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 6 交付決定額  
\_\_\_\_\_ 円

第4号様式（第7条第3項関係）

白井市指令第 号  
年 月 日

様

白井市長

印

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付申請については、下記のとおり不交付の決定をしたので、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称  
白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・除去等事業）
- 2 補助対象建築物の所在地（地番）  
白井市
- 3 理由

第 5 号様式（第 8 条第 1 項関係）

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
補助金交付（変更・中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）白井市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

〔 法人その他の団体にあつては事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け白井市指令第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定通知を受けた白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業の変更・中止承認を受けたいので、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称  
白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・除去等事業）
- 2 補助対象建築物の所在地（地番）  
白井市
- 3 変更・中止の理由
  
- 4 添付書類

第 6 号様式（第 8 条第 3 項関係）

白井市指令第 号  
年 月 日

様

白井市長 印

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
補助金交付（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（変更・中止）承認申請について、下記のとおり変更・中止を承認したので、白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称  
白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・除去等事業）
- 2 補助対象建築物の所在地（地番）  
白井市
- 3 変更・中止の理由

第7号様式（第9条第1項関係）

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
（分析調査事業）実績報告書

年 月 日

（宛先） 白井市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

〔 法人その他の団体にあつては事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け白井市指令第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定通知を受け  
た白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）が完了  
したので、白井市補助金等交付規則第11条及び白井市既存建築物吹付  
けアスベスト対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書  
類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称  
白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）
- 2 補助対象建築物の所在地（地番）  
白井市
- 3 補助金の交付決定額  
\_\_\_\_\_ 円
- 4 補助対象事業の実施期間  
自 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
至 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 5 添付書類  
(1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書  
(2) 分析機関と締結した契約書の写し  
(3) 分析機関が発行した領収書の写し  
(4) 調査箇所の検体を採取中の写真及び採取後の現場写真  
(5) その他

第 8 号様式（第 9 条第 2 項関係）

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
（除去等事業） 実績報告書

年 月 日

（宛先） 白井市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

〔 法人その他の団体にあつては事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け白井市指令第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定通知を受け  
た白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等事業）が完了し  
たので、白井市補助金等交付規則第 1 1 条及び白井市既存建築物吹付け  
アスベスト対策事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により関係書類  
を添えて報告します。

記

1 補助対象事業の名称

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等事業）

2 補助対象建築物の所在地（地番）

白井市

3 補助金の交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

4 補助対象事業の実施期間

自 \_\_\_\_\_ 年 月 日

至 \_\_\_\_\_ 年 月 日

5 添付書類

- （1） 施工報告書
- （2） 施工者と締結した契約書の写し
- （3） 施工者が発行した領収書の写し
- （4） その他



第9号様式（第10条関係）

白井市指令第 号  
年 月 日

様

白井市長 印

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
補助金交付確定通知書

年 月 日付け白井市指令第 号で交付決定した白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金について、白井市補助金等交付規則第13条及び白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称  
白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・除去等事業）
- 2 補助対象建築物の所在地（地番）  
白井市
- 3 交付確定額

\_\_\_\_\_ 円

第 1 0 号様式（第 1 1 条第 1 項関係）

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）白井市長

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

〔 法人その他の団体にあつては事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け白井市指令第 \_\_\_\_\_ 号で補助金交付確定の  
あつた白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金を白井市補助  
金等交付規則第 1 4 条及び白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助対象事業の名称

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・除去等事業）

2 補助対象建築物の所在地（地番）

白井市

3 請求額

一金 \_\_\_\_\_ 円也

振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通 当座
	（ふりがな） 口座名義人	

第 1 1 号様式 ( 第 1 2 条第 2 項関係 )

白井市指令第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

白井市長 印

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け白井市指令第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定した白井市  
既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金については、白井市補助金  
等交付規則第 1 6 条及び白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補  
助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付決定の全  
部 ( 一部 ) を取り消したので通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称  
白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業 ( 分析調査事業・除去等事業 )
- 2 補助対象建築物の所在地 ( 地番 )  
白井市
- 3 既補助金交付決定額  
\_\_\_\_\_ 円
- 4 取消額  
\_\_\_\_\_ 円
- 5 取消後の交付決定額  
\_\_\_\_\_ 円
- 6 取消理由

第 1 2 号様式（第 1 3 条第 2 項関係）

白井市指令第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

白井市長 印

白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業  
補助金返還命令書

年 月 日付け白井市指令第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定した白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金について、白井市補助金等交付規則第 1 7 条及び白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 補助対象事業の名称  
白井市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・除去等事業）
- 2 補助対象建築物の所在地（地番）  
白井市
- 3 補助金の交付決定額  
\_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金既交付額  
\_\_\_\_\_ 円
- 5 返還すべき金額  
\_\_\_\_\_ 円
- 6 返還期限  
年 月 日まで
- 7 返還を命ずる理由
- 8 返還方法

## 別表第 1

- (1) 調査の方法は、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、当該方法によることができる。
- (2) 調査を行う機関は、作業環境測定法第 33 条の規定に基づく作業環境測定機関のうち JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」の附属書の仕様に適合する装置・機器を備えている機関を標準とする。ただし、前号で規定する厚生労働省等の公的機関が公表した方法による場合は、当該方法の仕様に適合する装置・機器を備えている機関とする。

## 別表第 2

- (1) 石綿等の粉じんが飛散するおそれがある場合の施工者は、次のいずれかに該当するものとする。
  - ア 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者
  - イ 石綿作業主任者の指導・監督のもと、建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」又はこれと同等の方法に従って施工した十分な実績を有し、アで規定する飛散防止処理技術に相当する技術を有すると市長が認める者
- (2) 石綿等の粉じんが飛散するおそれがある場合の施工方法は、次のいずれかに適合するものとする。
  - ア 財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」
  - イ 建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」
- (3) 囲い込み工事のうち、石綿等の粉じんが飛散するおそれがない場合の施工者及び施工方法は次のとおりとする。
  - ア 施工者は、建設業の許可を得た者又はこれと同等の技術を

有すると市長が認める者であること。

イ 施工方法は、日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）と同等以上であると市長が認める方法によること。

### 別表第3

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を超える法人
- (2) 常時使用する従業員の数が300人を超える法人及び個人